



発行 東京都

目次

告示

- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………一
……………(環境局総務部環境政策課)……………一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(四件)……………二
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………六
……………(同)……………六
 - 都道の区域変更(二件)……………七
……………(建設局道路管理部路政課)……………七
- 告示(公)
- 銃砲刀剣類所持等取締法による行政処分についての公開の聴聞……………二
- 公告
- 特定非営利活動法人の認定……………二
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………二
 - 土地区画整理組合の理事の就任……………二
……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………二
 - 開発行為に関する工事完了(二件)……………二
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………二
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………二

告示

- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………三
……………(同)……………三
- 争議行為の予告……………三
……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………三

東京都告示第七百六十六号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十条第一項の規定に基づき、(仮称)泉岳寺周辺地区市街地再開発事業について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、同条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月四日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

泉岳寺周辺地区市街地再開発準備組合
理事長 吉田 茂

二 対象事業の名称及び種類

港区高輪二丁目一番二十四号

(仮称)泉岳寺周辺地区市街地再開発事業

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区高輪二丁目位置する敷地面積約一万四千四百平方メートルの計画地に、最高高さ約百七十メートル、延べ床面積約十四万三千平方メートルの住宅、業務、店舗、駐車場等の主要な用途を含む三棟の建築物を計画するものである。

四 周知地域の範囲

港区 白金一丁目、白金二丁目、白金台一丁目、白金台二丁目、三田三丁目、三田四丁目、三田五丁目、高輪一丁目、高輪二丁目、高輪三丁目、芝浦四丁目、港南一丁目及び港南二丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

平成二十九年十二月四日から同月十三日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課
港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 東京都環境局総務部環境政策課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十九年十二月二十五日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

番一号

●東京都告示第七百六十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

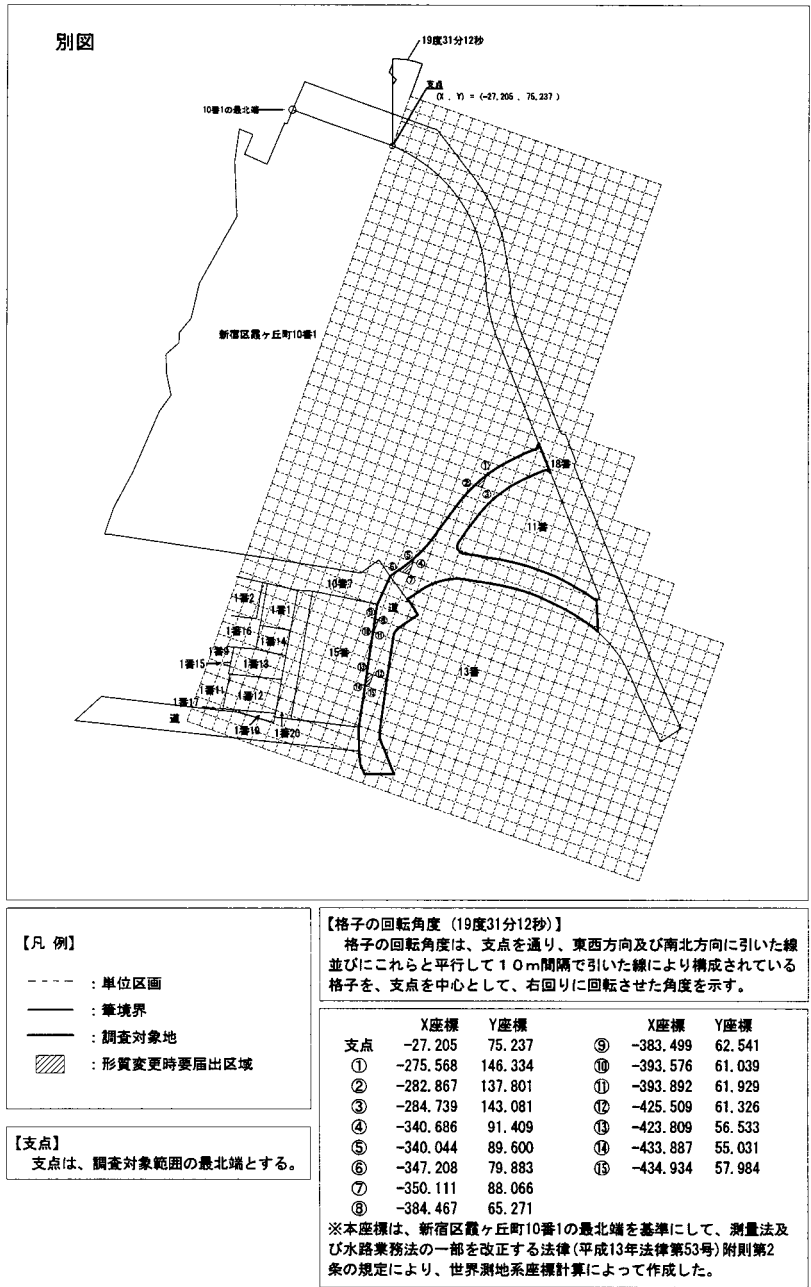
平成二十九年十二月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（新宿区霞ヶ丘町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい

ない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第七百六十八号

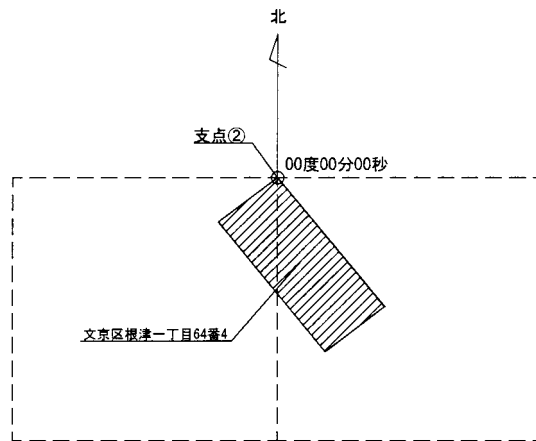
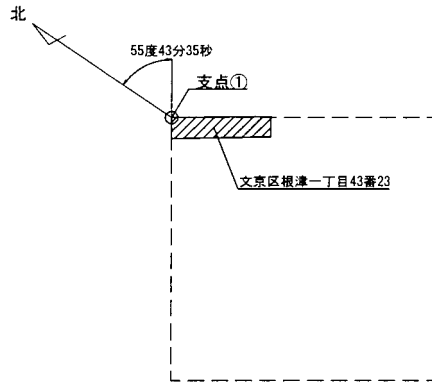
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月四日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(文京区根津一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- ▨: 形質変更時要届出区域

【支点】

- ① 支点①は、文京区根津一丁目43番23の最北端とする。
- ② 支点②は、文京区根津一丁目64番4の最北端とする。

【格子の回転角度】

- ① 55度43分35秒
- ② 00度00分00秒

※格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百六十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

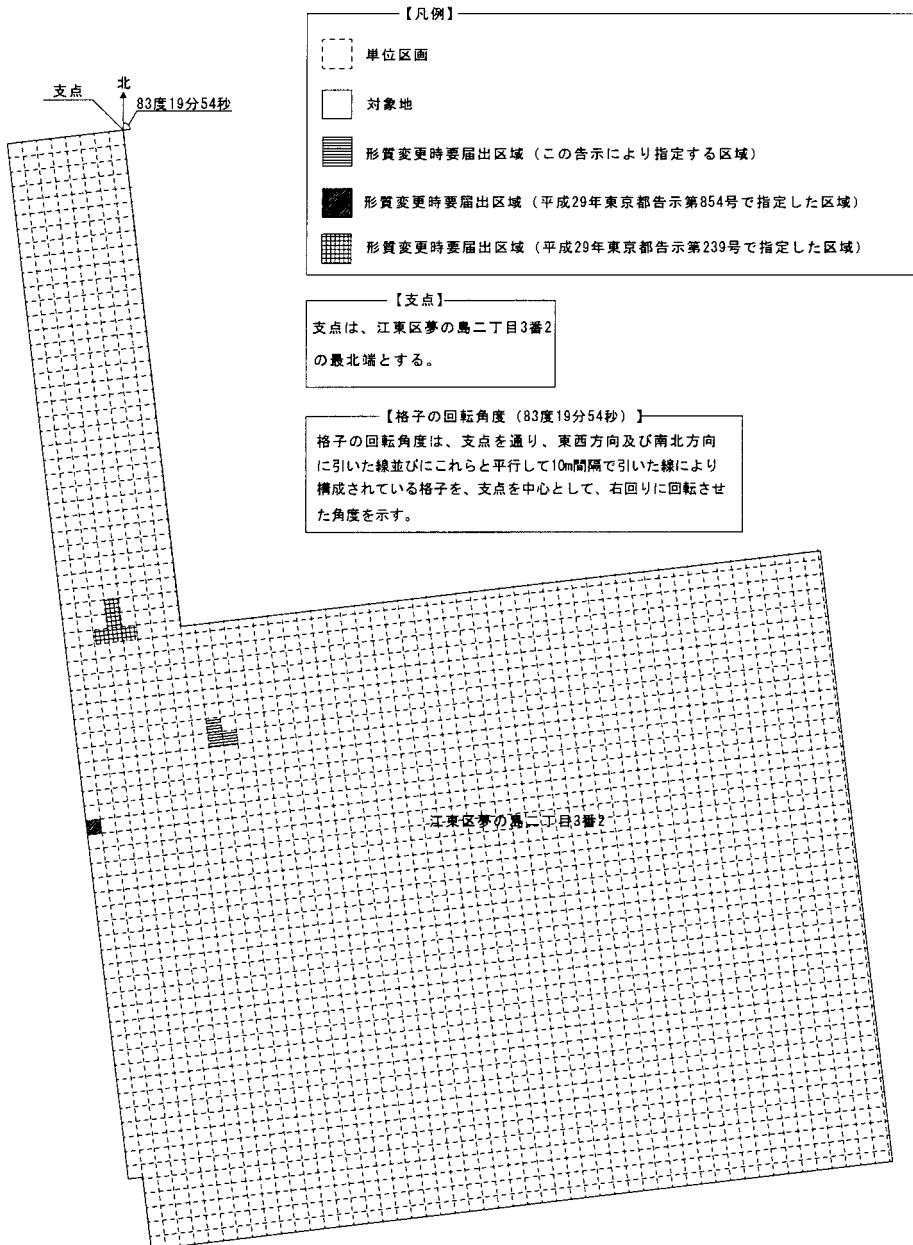
平成二十九年十二月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区夢の島二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



●東京都告示第七百七十号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

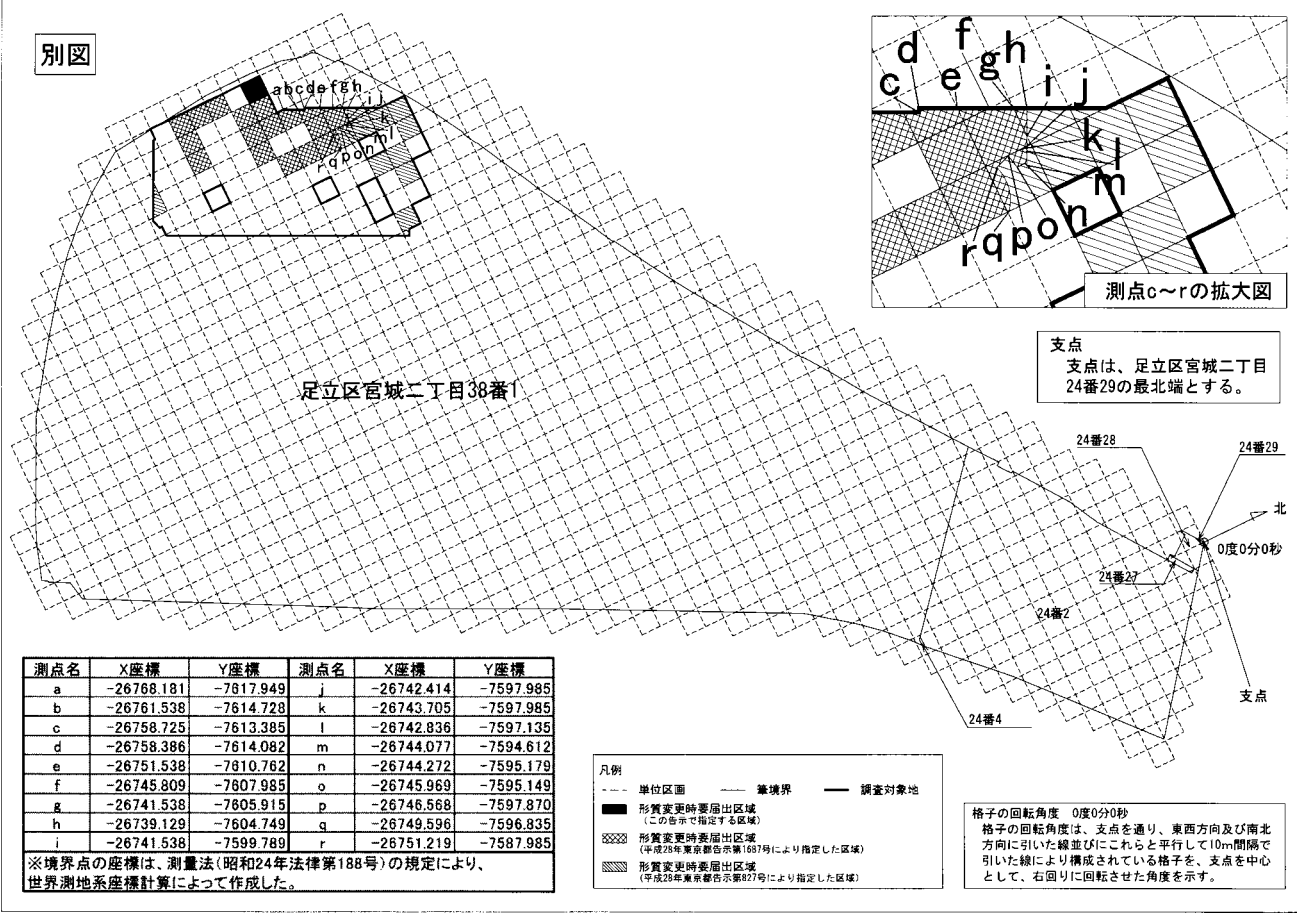
平成二十九年十二月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (足立区宮城二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



支点
 支点は、足立区宮城二丁目
 24番29の最北端とする。

凡例
 --- 単位区画
 --- 境界線
 --- 調査対象地
 ■ 形質変更時表層出区域
 (この告示で指定する区域)
 ▨ 形質変更時表層出区域
 (平成28年東京都告示第1687号により指定した区域)
 ▩ 形質変更時表層出区域
 (平成28年東京都告示第927号により指定した区域)

格子の回転角度 0度0分0秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百七十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第十二百二十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月四日

東京都知事 小 池 百合子

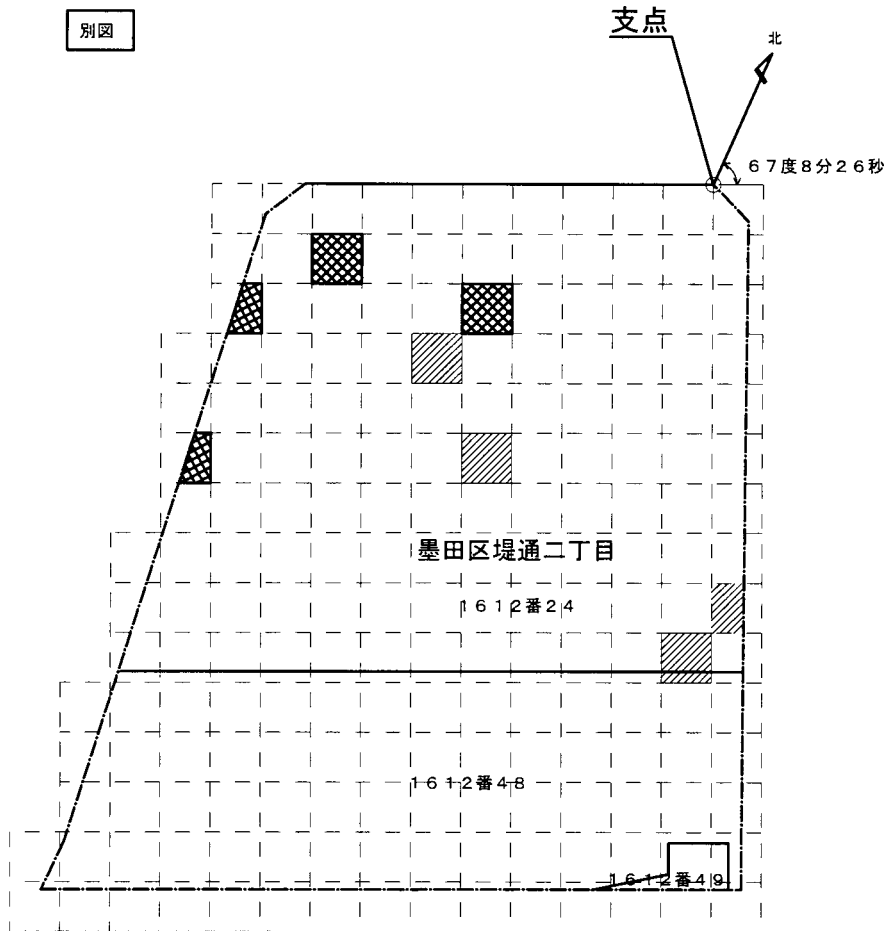
一 指定を解除する区域 別図のとおり(墨田区堤通二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- 敷地境界
- 筆境界
- 単位区画線
- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第1212号により指定した区域)

<支点>
支点は、墨田区堤通二丁目1612番24の最北端とする。

<格子の回転角度：67度8分26秒>
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千七百七十二号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十九年十二月四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月四日

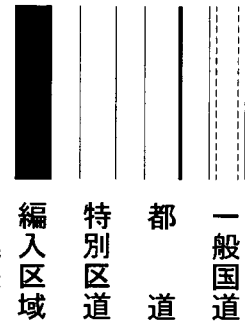
東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 北品川四谷
- 二 変更の区間 新宿区霞ヶ丘町十六番十九地内から同所十六番十一地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

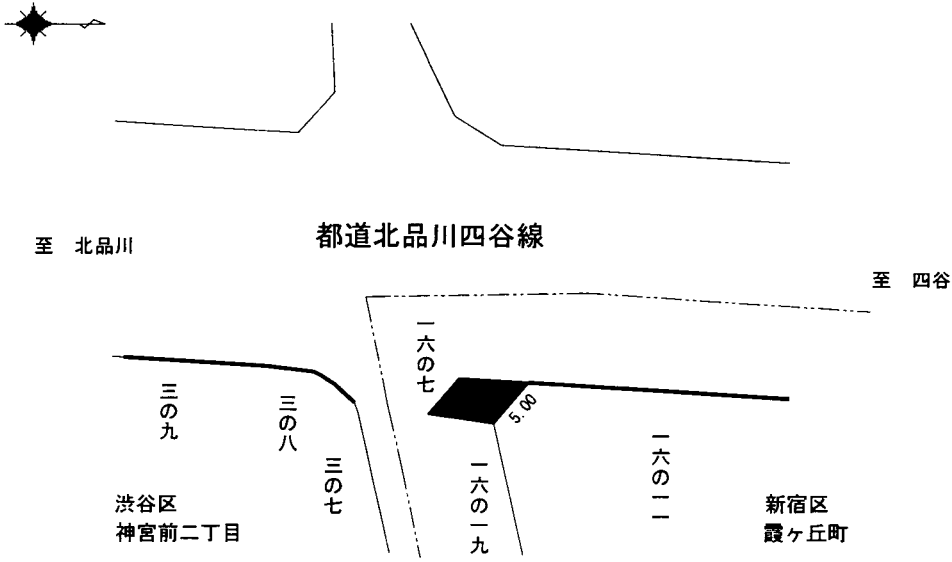
別図

都道北品川四谷線区域変更略図

新宿区霞ヶ丘町地内



延長 九・〇五メートル
面積 二四・〇〇平方メートル



別図

都道立川所沢線
都道中島十番線
区域変更略図

立川市幸町四丁目～小平市小川町一丁目

●東京都告示第七百七十三号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十九年十二月四日から起算して
二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供す

る。

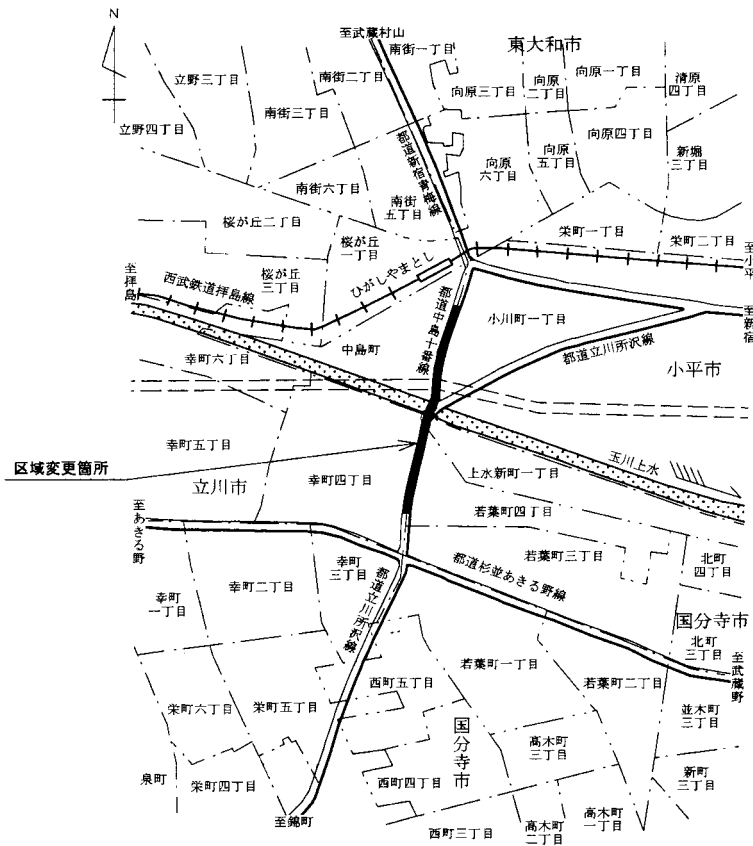
平成二十九年十二月四日

東京都知事 小池百合子

- (一) 路線名 立川所沢
- (二) 変更の区間 立川市幸町四丁目三十九番三地先から
小平市小川町一丁目四百十九番二十二

- (一) 変更の概要 地先まで
- (二) 路線名 別図表示①のとおり
中島十番
- (三) 変更の区間 小平市小川町一丁目三百九十七番六地
内から同市中島町四十二番四地内まで
- (三) 変更の概要 別図表示②のとおり

- 都道
- 市道
- 編入区域
- ①都道立川所沢線
 - 延長 六二〇・〇七メートル
 - 面積 七、五七五・〇四平方メートル
- ②都道中島十番線
 - 延長 四〇一・六〇メートル
 - 面積 一、九七三・九三平方メートル
- 重用編入区域
- ①都道立川所沢線
(都道中島十番線との重用編入)
 - 延長 一一一・六〇メートル
 - 面積 一、一七二・六七平方メートル
- ②都道中島十番線
(都道立川所沢線との重用編入)
 - 延長 一〇八・七五メートル
 - 面積 二、五九三・六三平方メートル
- 計画線



告示(公)

●東京都公安委員会告示第395号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第11条第1項の規定による行政処分について、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項及び法第12条第3項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。

平成29年12月4日

東京都公安委員会

委員長 渡邊 佳英

記

1 日時

平成29年12月12日(火曜日) 午前9時30分開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の住所及び氏名

あきる野市瀬戸岡326番地6

橋本 あけみ

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年十二月四日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人フレンズ・ウィズアウト・ア・ボ

ーダーJAPAN

二 代表者の氏名

赤尾 和美

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋小伝馬町十六番八号 共同ビル七

F

四 認定の有効期間

平成二十九年十月十六日から平成三十四年十月十五日

まで

土地区画整理組合の理事の就任について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九條第一項の規定により小平市小川四番土地区画整理組合理事長竹松和彦から次に掲げる者が平成二十九年十月三十一日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同條第二項の規定により公告する。

平成二十九年十二月四日

東京都知事 小池 百合子

氏 名 住 所

竹松 和彦 小平市小川町一丁目二千二百九十番地

加藤 多喜雄 同 所千三十二番地の三

小山 喜彬 同 所二千三百十番地

加藤 宏康 小平市小川西町五丁目二十二番三十一号

關口 榮作 同 市小川町一丁目九百六十六番地

竹松 昌一 同 所九百二十三番地

福島 努 同 所二千二百九十一番地

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十二月四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

住所及び氏名

福生市大字熊川字武蔵野千三 福生市大字熊川一番地

百七十七番一の一部 有限会社カネイシ 代表取締役 石川彌八郎

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十二月四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名

西東京市芝久保町二丁目千五百九十三番三、同番五、同番八、同番十一及び千五百九十六番三

小林 伸市

多摩市落合三丁目六番四及び 武蔵野市境二丁目二番二号

同番五

株式会社飯田産業
 代表取締役 兼井 雅史
 東久留米市下里七丁目三百十
 九番一、同番三、同番四及び
 株式会社飯田産業
 代表取締役 兼井 雅史
 三百四十九番一

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
 ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
 「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
 舗の変更について届出があったので、同条第三項において
 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
 その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
 とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体に
 あつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
 あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
 添えて、平成二十九年十二月四日から四月以内に東京都産
 業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番
 一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年十二月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 フォレオ青梅今井
- 二 店舗所在地 青梅市今井三丁目十番地九ほか
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号
- 五 変更前の店舗名 (仮称)青梅今井PJ
- 六 変更後の店舗名 フォレオ青梅今井
- 七 変更前の店舗所在 青梅市今井三丁目十番二ほか

地

- 八 変更後の店舗所在 青梅市今井三丁目十番地九ほか
- 九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ベルクほか未定
- 十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ベルクほか二名
- 十一 変更日 平成二十九年六月八日ほか
- 十二 届出日 平成二十九年十月十八日
- 十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十四 縦覧期間 平成二十九年十二月四日から平成三十年四月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

代表者名

- 九 変更後の設置者の代表者名 岩崎 五六(岩崎倉庫株式会社)
- 十 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社セレモアつくば
- 十一 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社セレモア
- 十二 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社三越伊勢丹
- 十三 変更前の小売業者の代表者名 大西 洋
- 十四 変更後の小売業者の代表者名 杉江 俊彦
- 十五 変更日 平成二十九年四月一日ほか
- 十六 届出日 平成二十九年十月二十四日
- 十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十八 縦覧期間 平成二十九年十二月四日から平成三十年四月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 立川共同ビルディング
- 二 店舗所在地 立川市曙町二丁目五番一号
- 三 設置者名 岩崎倉庫株式会社ほか九名
- 四 設置者住所 立川市曙町二丁目四十二番一号ほか
- 五 変更を行った設置者名 岩崎倉庫株式会社ほか
- 六 変更前の設置者住所 立川市高松町二丁目十七番二十七号ほか(有限会社つたやほか)
- 七 変更後の設置者住所 立川市曙町二丁目四十二番一号ほか(有限会社つたやほか)
- 八 変更前の設置者の代表者名 岩崎 孟司(岩崎倉庫株式会社)

- 一 店舗名 西武池袋本店・池袋パルコ・池袋ショッピングパーク
- 二 店舗所在地 豊島区南池袋一丁目二十八番一号ほか
- 三 設置者名 (株式会社セブン&アイ・アセット

<p>一 店舗名 (仮称) いなげや練馬関町店 東京都知事 小 池 百合子 平成二十九年十二月四日</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る 意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり 意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p>	<p>四 設置者住所 マネジメントほか五名 千代田区二番町八番地八ほか 株式会社セブン&アイ・アセット マネジメント</p> <p>五 変更を行った設置 者名 高橋 邦夫</p> <p>六 変更前の設置者の 代表者名 丸山 好道</p> <p>七 変更後の設置者の 代表者名 平成二十九年十月一日</p> <p>八 変更日 平成二十九年十月三十日</p> <p>九 届出日 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十一 縦覧期間 平成二十九年十二月四日から平成 三十年四月四日まで。ただし、東 京都の休日に関する条例(平成元 年東京都条例第十号)に定める休 日を除く。</p> <p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>
<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>五 縦覧期間 平成二十九年十二月四日から平成三十年 一月四日まで。ただし、東京都の休日 に関する条例(平成元年東京都条例第十 号)に定める休日を除く。</p> <p>四 意見 練馬区長 意見なし</p> <p>三 設置者名 テルウェル東日本株式会社</p> <p>二 店舗所在地 練馬区関町南四丁目六百八十三番五十一</p>	<p>二 店舗所在地 練馬区関町南四丁目六百八十三番五十一</p> <p>三 設置者名 テルウェル東日本株式会社</p> <p>四 意見 練馬区長 意見なし</p> <p>ア 聴取者 意見なし</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 收受日 平成二十九年十月三十一日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十九年十二月四日から平成三十年 一月四日まで。ただし、東京都の休日 に関する条例(平成元年東京都条例第十 号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 (仮称) 国分寺駅北口地区第一種市街地 再開発事業(西街区棟)</p> <p>二 店舗所在地 国分寺市本町三丁目三十一番</p> <p>三 設置者名 住友不動産株式会社ほか十一名</p> <p>四 意見 国分寺市長 意見なし</p> <p>ア 聴取者 意見なし</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 收受日 平成二十九年十月三十一日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十九年十二月四日から平成三十年 一月四日まで。ただし、東京都の休日 に関する条例(平成元年東京都条例第十 号)に定める休日を除く。</p>
<p>四 種類 すべての組合員、または一部組合員によるストライキ、 もしくは怠業、その他あらゆる形式の争議行為を実施す る。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>争議行為の予告について 全関東単一労働組合執行委員長清水真理子から争議行為 を行う旨の通知が平成二十九年十一月二十四日にあったの で、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十 八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次の とおり公表する。 平成二十九年十二月四日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 事件 年末一時金等の要求に関する件</p> <p>二 日時 平成二十九年十二月五日以降問題解決に至るまでの間</p> <p>三 場所及び所在地 東京急行電鉄株式会社電気部電気工事事務所 大田区 田園調布一丁目五十三番八号</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001